

仕 様 書

1 事業名

香川県教育委員会ホームページ広告事業

2 用語の意義

この仕様書及び契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 香川県教育委員会ホームページ 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページに最終的にリンクする機能を有するものを含む。

3 広告を表示するホームページ

香川県教育委員会ホームページトップページ

URL : <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/>

月間アクセス数 約6.2万件（令和7年1月から令和7年12月までの平均）

4 広告の位置及び枠数

広告の位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 広告の位置
香川県教育委員会ホームページトップページの下部に表示
- (2) 広告の表示枠数
6枠

5 広告の種類

広告の種類は、バナー広告とする。

6 広告の規格

広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ : 高さ47ピクセル・幅163ピクセル

形式 : G I F 8 9 a、J P E G

データ容量 : 10キロバイト（10240バイト）以下

アニメーション : なし

解像度 : 96 d p i

画像のA L T属性テキスト : 「広告 : 」で始め、「広告 : 」を除き全半角問わず30文字以内

7 広告を表示できる期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8 事業内容等

- (1) 香川県教育委員会ホームページトップページに表示するバナー広告の広告表示者（広告主）の募集、調整、バナー広告の作成などに関する一切の業務とし、これに要する費用は広告取扱業者の負担とする。
- (2) 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 1バナーの表示期間は原則として1か月単位（毎月1日から末日まで）とする。

- (4) バナー広告の広告表示者（広告主）の募集及び原稿作成等にあたっては、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県教育委員会ホームページ広告事業実施要領、香川県教育委員会ホームページ広告表示基準を遵守すること。
- (5) バナー広告の広告原稿は、表示開始日の1週間前までに香川県教育委員会事務局総務課に提出し、教育長の承認を受けなければならない。また、教育長から修正の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。

なお、令和8年4月からの広告表示は、令和8年4月1日午前9時から表示するものとする。

- (6) バナー広告の広告原稿の提出は電子メールへの添付を原則とする。
- (7) 香川県教育委員会ホームページトップページへの表示は教育長が行うものとする。
- (8) 広告料は、令和8年4月30日までに一括で支払うものとする。